

男鹿市告示第 7 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項及び介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定により、次のとおり指定地域密着型サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号及び男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第 1 1 条の規定に基づき、公示する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

男鹿市長 菅 原 広 二

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人 幸佑会	温泉デイサービス鵜の崎 男鹿市船川港台島字鵜ノ崎 6 2 - 2	令和 8 年 6 月 2 日	地域密着型通所介護 第 1 号通所事業
		廃止年月日	
		令和 8 年 8 月 3 1 日	